真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	妊産婦医療助成事業	担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2　「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連するSDGs･DX	
施策名　No	1　子育て支援の充実		

成果指標	名　称	単　位	初年度からの実績値の比較 R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
	合計特殊出生率	―	1.09					1.54
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

妊産婦の疾病の早期発見と受診を促進し、妊産婦の健康増進と安心安全な出産ができることを目的とする。

【事業主体】市（県単補助事業 県1/2）
【対象期間】妊娠届が受理された月の初日から出産した月の翌月末日まで
【対象内容】保険適用のすべての疾病
【対象者】妊産婦
【支給方法】償還払い方式 自己負担なし
【県補助率】〈給付費〉市の医療助成額の1/2　〈事務費〉県1/2
【助成方法】医療機関窓口にて自己負担分を支払う。保険適用の領収書または月ごとの診療点数の証明を受けた助成申請書を、受診した翌月以降1年以内にこども家庭課へ提出する。申請の翌月25日頃に振込。

・昭和48年度　妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、妊産婦の健康増進と乳幼児死亡の減少を図る目的により栃木県内で一斉に開始。
・県単位で事業を実施しているのは本県含め4県。他都道府県ではいくつかの市区町村が単独事業として実施しているのみである。
・県事務取扱要領上、月額500円の自己負担を助成対象者に求めることとしているが、真岡市はこれを市単独で助成しており、自己負担を求めていない。
・平成19年度　入院時食事療養費の助成を廃止

前年度の課題（Check）

妊産婦医療の自己負担の軽減を図り、妊産婦の疾病の早期発見、早期治療を可能にしている。
医療助成4事業（こども医療、ひとり親家庭医療、妊産婦医療、重度心身障害者医療）は関連があるため、制度改正時には対応を要す。
また窓口での申請方法について、医療機関別、月別、入院・外来別の領収書に対しそれぞれ助成申請書の作成を求めていたが、領収書の枚数に関わらず助成申請書1枚のみを作成する方法へ見直した。

【課題】
こども政策ＤＸ推進の一環として、国との情報連携体制を構築するため、マイナンバーを活用した医療費助成オンライン資格確認（ＰＭＨ）システムの導入に向けて、関係課と連携してシステム改修や条例改正等を行う必要がある。

7年度振り返り

【1】実績（Do） 7年度に実施した事業
妊娠届出をした月の初日または転入した日から出産した月の翌月末日までの保険診療分の医療費を助成する。助成方法は、対象者は医療機関窓口にて自己負担分を支払う。保険適用の領収書または月ごとの診療点数の証明を受けた助成申請書を、受診した翌月以降1年以内にこども家庭課へ提出する。申請の翌月25日頃に振込。

令和８年度にＰＭＨシステムを導入できるよう事前準備を行う。
・導入費用、ランニングコストの精査
・ＰＩＡ（特定個人情報保護評価）対応への協議
・関係機関（大塚商会、ＴＫＣ）との協議
・医療機関との連絡調整
・対象者への周知

【2】結果と課題（Check）
ＰＭＨシステムを導入に向けシステム改修費及びデータ連携費の予算措置を行った。
令和８年度にシステム改修を行い、あわせて円滑な運用ができるよう関係機関と連携を図っていく。
ＰＭＨシステム導入に伴う条例や規則の改正など、関連業務を遅滞なく進めていく。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　■ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　□ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
サービスの向上と事務の効率化を図るため、PMHシステムを活用した医療費助成の現物給付に係る次の業務を順次進めていく。
・医療費助成システム改修の実施（ＴＫＣ）
・国ＰＭＨシステムへの情報連携（大塚商会）
・真岡市妊産婦医療費助成条例施行規則の改正
・国補助金に関する交付申請事務（厚生労働省）
・情報連携事務に関する委託契約事務（デジタル庁）
・医療機関や対象者への周知

(2) 長期的な計画で検討すること